

犯罪の防止に配慮した公共空間等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例（平成 26 年佐賀県条例第 17 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、道路、公園、駐車場その他不特定多数の者が出入りする公共の場所（以下「公共空間等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する方策を示し、防犯性の高い公共空間等を普及させることにより、犯罪を未然に防止する環境を整備することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共空間等を設置し、又は管理する者及びこれらの者以外の者で公共空間等に防犯対策を講じようとする者に対し、防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項を示し、その自発的な取組を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針の規定は、公共空間等に占有物件を設置し、又は管理する者（公共空間等の管理者等を除く。）においても配慮すべきものである。
- (3) この指針の適用に当たっては、関係法令の制約等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。また、この指針に基づく施策の推進に当たっては、公共空間等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案するとともに、関係者と協議し、特に犯罪の防止への配慮が必要な公共空間等を選定した上で実施することとし、県民等との協働による取組により一層の防犯性の向上に努めるものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪防止に配慮すべき事項

1 道路

(1) 歩道と車道の分離

道路の構造や周辺の状況等を勘案し、可能な限り、縁石、防護柵、植栽等により、歩道と車道を分離すること。

(2) 見通しの確保

ア 工作物等（看板、道路標識等をいう。）を設置しようとする場合には、工作物等が道路の見通しを妨げないように設置すること。

イ 道路の植栽の下枝等が周囲から道路への見通しを妨げないようにせん定・伐採を行うこと。

(3) 明るさの確保

防犯灯設置者は、光害、周辺の環境等を配慮しつつ、可能な限り、防犯灯等

を適切に設置すること。また、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注１）を確保すること。

(4) 防犯設備の設置

防犯上特に注意を払うべき危険箇所においては、可能な限り防犯カメラ、防犯灯等の防犯設備を設置すること。

2 公園

(1) 配置

公園を新設する場合は、住宅、道路、駐車場等からの視認性が期待できる位置に配置すること。

(2) 見通しの確保

植栽については、園内に極力死角をつくらないように配置するとともに、見通しを確保するため、適宜下枝のせん定等の措置をとること。

(3) 見通しに配慮した遊具の設置

遊具については、周辺から見通すことができるような配置とすること。

(4) 防犯設備の設置

公園内に防犯カメラ、防犯灯等の防犯設備を設置すること。

(5) 明るさの確保

夜間、通路として日常利用される園路については、光害に注意しつつ、公園灯等により、人の行動を視認できる程度以上の照度（注１）を確保すること。

(6) 公園内に便所を設置する場合の配意事項

ア 園路及び道路から近い場所など、周囲からの見通しが確保された場所に設置すること。

イ 建物の入口付近及び内部において、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注２）を確保すること。

ウ 個室等で非常事態が発生した場合に備え、防犯ベル（注３）等を設置すること。

3 駐車場及び駐輪場

(1) 周囲との区分

駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という。）の外周に見通しが確保できるフェンス等を設置し周囲と区別すること。

(2) 見通しの確保

フェンス等は、道路、駐車場等からの見通しの妨げにならない構造であること。

(3) 具体的措置

駐車場等の管理に当たっては、その規模に応じて次の防犯対策のうち必要と考えられる措置を講じるものとする。

ア 管理者の常駐又は巡回

イ 管理者がモニターするためのカメラの設置

ウ 死角をなくすためのミラーその他の防犯設備の設置

エ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等の自転車の盗難防止措置

(4) 明るさの確保

夜間においては、周辺への光害に注意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。(注1・注4)ただし、これらの照度の確保に代えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講じる場合はこの限りでない。

(注1)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。)がおおむね3ルクス以上のものをいう。

(注2)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね50ルクス以上のものをいう。

(注3)「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンを押すことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯するなどの機能を有する装置をいう。

(注4) 駐車場法施行令第13条では、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の建築物である路外駐車場の照明装置に関して、自動車の車路の路面10ルクス以上、自動車の駐車のために供する部分の床面2ルクス以上と規定している。